規定の改正について

以下の規定につきまして、2023年10月16日付で改正を行います。

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

改正後

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

改正前

第2条 (非課税口座開設届出書等の提出)

- 1 (省略)
- 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金 融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該 非課税口座に非課税管理勘定(この契約に基づ き、非課税口座での取引において振替口座簿へ 記載または記録がされる上場株式等について, 当該振替口座簿への記載または記録を他の取引 に関する記録と区分して行うための勘定で, 2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定 が設けられる年を除きます。) に非課税口座に設 けられるものをいいます。以下同じ。) または累 積投資勘定(この契約に基づき,非課税口座で の取引において振替口座簿へ記載または記録が される上場株式等について、当該振替口座簿へ の記載または記録を他の取引に関する記録と区 分して行うための勘定で、2018年から2023年 までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を 除きます。) に非課税口座に設けられるものをい います。以下同じ。)が設けられている場合にお いて, 当該非課税管理勘定または累積投資勘定 が設けられた日の属する勘定設定期間内に, 当 組合に非課税口座を開設しようとする場合に は、当組合所定の非課税口座開税口座開設届出 書に、勘定廃止通知書(法第37条の14第5項 第9号に規定するものをいいます。以下同じ。) を添付して, 当該口座を開設しようとする年の 前年 10 月1日から開設しようとする年の9月 30日までに提出するものとします。
- 3~11 (省略)

- 172个《外际机口在闭放油山自节》1
- 1 (同左)
- 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金 融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該 非課税口座に非課税管理勘定(この契約に基づ き、非課税口座での取引において振替口座簿へ 記載または記録がされる上場株式等について, 当該振替口座簿への記載または記録を他の取引 に関する記録と区分して行うための勘定で, 2014 年から 2023 年までの各年 (累積投資勘定 が設けられる年を除きます。) に非課税口座に設 けられるものをいいます。以下同じ。) または累 積投資勘定(この契約に基づき,非課税口座で の取引において振替口座簿へ記載または記録が される上場株式等について, 当該振替口座簿へ の記載または記録を他の取引に関する記録と区 分して行うための勘定で、2018年から2042年 までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を 除きます。) に非課税口座に設けられるものをい います。以下同じ。)が設けられている場合にお いて, 当該非課税管理勘定または累積投資勘定 が設けられた日の属する勘定設定期間内に, 当 組合に非課税口座を開設しようとする場合に は、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘 定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に 規定するものをいいます。以下同じ。)を添付し て, 当該口座を開設しようとする年の前年10月 1日から開設しようとする年の9月30日まで に提出するものとします。

3~11 (同左)

12 2023年12月31日においてお客様が当組合に 非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同 年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定 している場合には、当組合は、お客様が2024年1 月1日において、当組合と租税特別措置法第37条 の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投 資契約を締結したものとみなして、同日に特定累 積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定しま す。ただし、同日において当組合に、第6条に定 める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は 除かれます。

第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

 $1 \sim 2$ (省略)

3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

(削除)

- ① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合,または特定口座を開設している場合で,お客様から当組合に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
- ② <u>前号</u>に掲げる場合以外の場合 特定口座へ の移管

第9条の2~第17条 (省略)

(追加)

第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

 $1 \sim 2$ (同)

- 3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。
 - ① お客様から当組合に対して第7条第2号に 基づく非課税口座に新たに設けられる非課税 管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を 記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼 書」の提出があった場合 非課税口座に新た に設けられる非課税管理勘定への移管
 - ② お客様が当組合に特定口座を開設していない場合,または特定口座を開設している場合で,お客様から当組合に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
 - <u>前各号</u>に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条の2~第17条 (同左)